

防衛省組織令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 防衛省組織令の一部改正（第一条関係）

海上幕僚監部防衛部装備体系課及び同幕僚監部装備計画部航空機課の所掌事務を改めること。（第二百二

十条及び第二百二十九条関係）

第二 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正（第二条関係）

一 航空支援集団司令官を自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄の五号俸の俸給月額を受ける官職として定めること。（第四条及び第六条の二十関係）

二 特殊作戦隊員手当の支給対象となる特殊作戦隊員として、特殊作戦業務に従事することを本務とする海上自衛官及び航空自衛官を加えるとともに、特殊作戦隊員手当の月額を改めること。（第十一条の三及び第十二条関係）

三 予備自衛官補に支給される教育訓練招集手当の日額を改めること。（第十七条の十五関係）

四 自衛隊サイバー防衛隊の極めて高度の専門的な技術を活用して遂行することが必要とされる業務で重要度及び困難度が高いものに従事することを本務とする職員を俸給の調整額の支給対象に加えるとともに

に、調整数を定めること。（別表第二関係）

五 一に伴い、俸給の特別調整額の対象官職を改めること。（別表第三関係）

六 防衛省の職員に支給される特殊勤務手当に関し、救急救命処置手当が支給される職員の範囲の拡大等を行うこと。（別表第五関係）

第三 施行期日等（附則関係）

- 一 この政令は、令和四年四月一日から施行すること。
- 二 関係政令について所要の改正を行うこと。